

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾19FAX第82号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2020年 4月 24日 時 分
(件名)	(発信者) 全国港湾 玉田
	(玉田)

4/24 20春闘、新型コロナウイルス感染防止対策等に関する労使協議について

(本報、4/20の協議(FAX77号)、事前協議(FAX81)に続き、20春闘課題、新型コロナウイルス感染対策などの当面の諸課題について労使協議を行った。

協議内容について、下記の通り報告します。

記

1. 日 時 2020年4月24日(金)11:20~12:15

2. 場 所 新橋：港運会館会議室

3. 参加者 (全国港湾) 糸谷、柏木、真島、竹内、瀬戸、遠藤、玉田、市川、松永、光部、

園田、瀬川

(港運同盟) 日吉、松島、横山

4. 協議議題/以下、項目別に報告する。

- (1) 新型コロナ対策について
- (2) 20春闘について

5. 新型コロナウイルス感染防止の取り組みについて

- (1) 組合側は、次の点を強調し、日港協の考えを質した。

- ① 4/20に緊急の要求を提出し、協議を行っているが、マスクや消毒液の確保、職場での感染予防は当然のこととして、職場の切実な要望は「補償」である。
- ② 蹟躇なく休めるのは「補償」があるからであり、組合側は残業代を含む前3ヶ月の平均賃金の補償である。
- ③ 国が「自粛」を求めて一方で、物流は止められないから「協力要請」してきてる。それならば、国に対して労使の要望をぶつけて、職場の負託にこたえるべきだ。

- (2) 日港協は、次の通り回答した。

- ① 物流を止められないという立場で、頑張って働いていただいている方に感謝したい。
- ② 組合の「補償」の要求は、よく理解できる。とはいえ、現段階では「雇用調整助成金」の制度を活用して休業補償を措置できるよう研究しているところである。
- ③ 組合員の皆さんの権利である「有給休暇」を使うのではなく、国の要請、会社の要請で休業を求めることによってはじめて公的補償が得られると考えている。

- ④ 組合の要求のハードルは高いが、国の制度の活用で対応できる措置を検討しているので時間的猶予が欲しい。
 - ⑤ 日常の消毒や検温などの予防措置は、各社全力を挙げている。一方、日港協として、日常作業を含め、現場に即したコロナ禍対策マニュアルを作成すべく検討していることを紹介した。
- (3) 組合側は、次の点を主張した。
- ① 政府の制度の活用に関して、この課題を含めて行政に政策実現に向けて働きかける視点は重要で、労使が力を合わせて対処していく方向は理解できる。
 - ② 組合側の「補償」の考え方は、公的制度を活用しつつも、それに不足する部分を補償する、元請け責任で補償するという考え方である。
- (4) 以上の協議の中で、次の点を確認した。
- ① 日港協として、「補償」の検討をしていることを組合は理解する。組合側の「補償」の考えは、公的制度に不足する部分の「補償措置」ということを共通認識とする。
 - ② 労使協議や日港協の「補償制度の研究」の推進の中で、準備ができたら、労使で、或は、労使各自で、行政への働きかけを進める。

6. 20春闘について

- (1) 組合側は、つぎのことを強調した。
- ① コロナウイルス禍の問題で、社会的に厳しい事態となっているが、20春闘をこのまま放置していくわけにはいかない。しっかりと、交渉方法は工夫をしながら協議していきたい。そのために、集まることが困難であれば「文書回答」を示すことから始められるよう求める。
 - ② 産別交渉が進まない中で、個別賃上げ交渉も進んでいない。このことも、何とか進むよう努力していきたい。
 - ③ 前回も強調したが、14春闘で合意した「2020年4月1日実施の週休二日制」について、関係労使が努力しているが中々前進を見ていない。これが実現できる環境づくりを強く求めたい。背景には、料金問題がある。休日・休暇も料金のかさ上げがないと困難であり、そのような課題に向かって努力願いたい。
 - ④ RTG遠隔操作について、これも国が要請してきているのだから、国として「そのための必要な具体的な施策」を引き出さなければ、労使の協議だけでは前進しない。国としてやるべきことを求めていくべきだ。
- (2) 以上の組合側の申し入れに対し、日港協は「組合側の主張は理解する」とし、文書回答を含めた交渉方法の工夫は検討すると回答した。この回答をふまえて、今後どのように進めるかは、事務局間で調整することを確認した。

以 上